

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業について

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業の概要

障害者又は障害児が、近隣において障害者自立支援法に基づく自立訓練、児童デイサービス又は短期入所を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とするもの。

※ 生活介護については、平成22年度に「基準該当生活介護」として全国展開済み

⇒ 弊害調査の結果を踏まえ、以下のとおりの取り扱いとする予定。

○ 短期入所に係る事業の全国展開について

- ・ 短期入所については、特に大きな弊害は認められなかった。
→ 「基準該当短期入所」として全国展開予定。

○ 平成23年度以降の事業の要件について

- ・ 自立訓練については、本来訓練として求められているサービスの質の確保が課題。
→ 一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を条件に付与し、来年度も特区として実施。
- ・ 児童デイサービスについては、平成22年度から、一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を要件としたが、利用実績が少なく、弊害の有無の検証が困難。
→ 来年度も一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を要件として、特区として実施。

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見

平成22年度

平成23年2月7日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。

当委員会は、平成22年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価を行い、以下の通り、意見を取りまとめた。

2. 平成22年度の評価について

(1) 評価の進め方

平成22年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、地域活性化部会の両専門部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者から現場の声を広く聴取し、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、規制所管省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを行い、専門的かつ集中的な検討を行った。

両部会におけるこれらの検討結果については、両部会から当委員会に報告の上、これを基に意見集約を行い、当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価の概要

平成22年度の評価の対象となった5特例措置のうち、2特例措置については全国展開（一部全国展開を含む）、2特例措置については特区において当分の間存続、1特例措置については再度適切な時期に評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下の通りである。

- 「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業（933）」については、特段の弊害が生じていないと判断され、①施設と消防署が相談した上で避難マニュアルを作成し、都道府県が当該マニュアルの内容を確認すること、②日中及び夜間に避難訓練を実施すること、③地域住民との避難時の協力体制を確保することを条件として全国展開すべきとの意見とした。
- 「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（934）」のうち、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討等を進めた上で、引き続き検証することとする一方、特段の弊害が生じていないと判断される短期入所については、全国展開すべきとの意見とした。

- 「特定農業者による特定酒類の製造事業（707（708））」の一部（果実酒に関する事項）と「特産酒類の製造事業（709）」については、国税当局と地方公共団体の連携が図られているほか、地域の雇用の創出、交流人口の増加に寄与するとともに、地域の魅力の向上が期待される等、地域の活性化としての意義が大きいと認められることから、特区において当分の間存続すべきとの意見とした。これを踏まえ、規制所管省庁においては、引き続き地方公共団体と連携を図りつつ、申請や記帳等の手続きについて説明会を行うなど、個々の事情に応じて適切に対応するよう、各税務署に対して周知徹底するよう求めているところである。
- 「地方公務員に係る臨時的任用事業（409）」については、本特例措置に関連する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下、「任期付任用法」）の周知を徹底した上で、制度の運用状況や地域内の雇用における効果等の分析が必要である等の事情を踏まえ、再度評価を行うとの意見とした。規制所管省庁に対しては、任期付任用法の活用事例等の周知普及を積極的に図るなど、必要な取組を求めているところである。

3. おわりに

地域主権改革と地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられるなか、構造改革特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、提案主体や認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

なお、特例措置による事業の適切な実施に当たっては、特区の計画主体でもある地方公共団体による的確な状況把握や連携・サポート体制が不可欠となることから、認定地方公共団体におかれても、より一層主体的な取組とご協力をお願いしたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体や実施主体の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

平成22年度評価意見について

特例措置 番号	特例事項名	所管省庁	措置区分	評価意見
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	総務省	法律	その他(平成24年度以降に評価をおこなう。)
707 (708)	特定農業者による特定酒類の製造事業の一部(果実酒に関する事項)	財務省	法律	特区において当分の間存続
709	特産酒類の製造事業	財務省	法律	特区において当分の間存続
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	厚生労働省	省令	地域を限定することなく全国において実施
934	<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業</u>	厚生労働省	省令	短期入所については、地域を限定することなく全国において実施し、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にむけて、平成23年度に評価を行う

評価意見

①	別表1の番号	934
②	特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。
⑤	評価	短期入所については、地域を限定することなく全国において実施し、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開に向けて、平成23年度に評価を行う。
⑥	⑤の評価の判断の理由等	短期入所については、全国展開にあたって弊害は認められない。 しかし、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討等を進めた上で、引き続き検証する必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所については、特に大きな弊害は認められなかったことから、必要な準備を行った上で、「基準該当短期入所」として全国展開することとする。また、都道府県に対して、当該事業所にも職員研修の開催案内を行うよう周知する。 ・児童デイサービスについては、昨年度の評価を踏まえ、個別支援計画の策定等を条件として追加したところ、本年度の調査期間中の実績は1事業所、3人のみであり、弊害の有無の検証が困難であることから、今回は全国化を見送る。 ・自立訓練については、本来求められている身体機能又は生活能力の維持、向上等のための訓練という観点から課題が多いことから、来年度は、個別支援計画の策定等を条件に付し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断する。 <p>とのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特定事業を継続的に実施することにより、利用する障害者などの表情が明るくなり笑顔が増えた、家族にとってもサービスが利用しやすくなり安心に繋がった、といった効果があがっているほか、介護事業者のノウハウが蓄積されて利用者へのサービス向上に繋がり、利用者と受入地域の交流や理解が深まっているケースが多く、事故も発生していないことが認められる。</p> <p>以上より、短期入所については、基準該当短期入所として全国展開した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童デイサービスについては、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成23年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 ・自立訓練については、規制所管省庁において一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等の条件を付与し、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成23年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	短期入所については、「基準該当短期入所」として特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成23年度できるだけ速やかに措置。

特区934 担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」について

平素から障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」につきましては、昨年11月にご協力いただいた弊害調査の結果等を踏まえ、構造改革特別区域推進本部改革評価・調査委員会において評価が行われた上で、今後の対応方針につき、構造改革特別区域推進本部において決定される予定です。

このような状況でありますので、まだ現時点において今後の対応方針が確定したのではありませんが、その前段階である構造改革特別区域推進本部改革評価・調査委員会医療・福祉・労働部会の審議において、規制所管省庁である厚生労働省からは、指定小規模多機能型居宅介護事業所において自立訓練を実施する場合には、個別支援計画（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第162条及び第171条において準用する第58条に規定する自立訓練（機能訓練）計画及び自立訓練（生活訓練）計画に相当するものをいう。以下同じ。）の策定及び個別支援計画を策定する者が必要な研修を受講することを求めていくことが必要と考えている旨を報告し、今後は、当該報告を基に評価意見を議論することとなると予想されます。

そこで、来年度、指定小規模多機能型居宅介護事業所において自立訓練を実施する場合には、以下の点についてご留意していただいた上で、構造改革特別区域推進本部における今後の対応方針の決定後速やかに対応できるよう、必要な準備を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

- 1 各指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して、自立訓練を受ける障害者ごとに、個別支援計画を策定させること。
- 2 個別支援計画を策定する者に対して、あらかじめ、「サービス管理責任者研修事業の

実施について」(平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義(3時間)」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習(10時間)」に相当する研修を受講させること。(自立訓練(機能訓練)を実施する場合は地域生活(身体)分野、自立訓練(生活訓練)を実施する場合は地域生活(知的・精神)分野をそれぞれ受講させること。)

- 3 平成23年度においては、個別支援計画を策定する者が上記2の研修を早期に受講できるよう県とも十分に調整するとともに、その者が当該研修を受講し、個別支援計画を策定して事業を実施するなど、全国展開を行った場合に発生する弊害等に係る評価等が年度内に適切にできるような体制を準備すること。(今年度の児童デイサービスの時と同様に、来年度の早い時期に個別支援計画の策定を義務づけることが見込まれるため、特に現時点で自立訓練を実施している指定小規模多機能型居宅介護事業所がある特区においては、利用者が不利益を被ることがないように、県及び事業所と調整し、今年度末もしくは来年度の早い時期に上記2の研修を受講できることが望ましい。)

今後、上記の方向性につき変更等があれば、速やかにご連絡いたします。

なお、以上のことについては、内閣府構造改革特区担当室とも協議済みであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室

地域移行支援係

Tel 03-5253-1111(代表)(内線3149)